議案第77号

西海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

西海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年12月1日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年西海市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加え、「同条4項第3号」を「同条第4項第3号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

西海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の連宮に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
新	旧
西海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基	西海市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例	準を定める条例
平成26年9月30日	平成26年9月30日
西海市条例第19号	西海市条例第19号
第1条~第14条 (略)	第1条~第14条 (略)
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)
第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ	第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ
て、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの	て、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの
心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければ	心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければ
ならない。	ならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を	(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を
受けた施設及び <u>同条第10項</u> の規定による公示がされたものに限	受けた施設及び <u>同条第11項</u> の規定による公示がされたものに限
る。) 次号及び第4号に掲げる事項	る。) 次号及び第4号に掲げる事項
(3)及び(4) (略)	(3)及び(4) (略)
2 (略)	2 (略)
第16条~第34条 (略)	第16条~第34条 (略)
(特別利用保育の基準)	(特別利用保育の基準)

第35条 (略)

2 (略)

特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供す る場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には 特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条 第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条 第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合にお いて、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚 園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保 育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項におい て同じ。)」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子 ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあ るのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算 定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付 認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育 を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子 ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受け る者を含む。)」とする。

第35条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供す る場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には 特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条 第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条 第3項及び第7条第2項を除く。) の規定を適用する。この場合にお いて、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚 園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保 育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項におい て同じ。)」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子 ども」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係 る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学 前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27 条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内 閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第 3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保 育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ (イ) 中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付 新

旧

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供す る場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には 特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項 及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、 第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限 る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設 (特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同 じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就 学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げ る小学校就学前子ども」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法 第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3 項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理 大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ (ア) 中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付 認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)

認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。 (特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供す る場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には 特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項 及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、 第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校 就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲 げる小学校就学前子ども」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは 「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第 3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総 理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条4項第3号イ (ア) 中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付 認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ) 中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子 ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

新	旧
中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子	
ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。	
第37条~第53条 (略)	第37条~第53条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。